



鳥取労働局発表
平成30年7月25日（水）

鳥取労働局職業安定部長	喜多見 靖
職業安定部職業対策課長	黒阪 槇也
地方雇用開発担当官	澤 武彦
電話	(0857) 29-1708

平成30年7月豪雨に伴う雇用調整助成金の特例措置について

鳥取労働局（局長：丸山陽一）では、平成30年7月豪雨に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主の方に対して、以下のとおり雇用調整助成金の特例措置を追加実施します。

1 特例の対象となる事業主

- 平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

2 特例の内容 ◎が追加で実施した内容です

- ◎ 休業を実施した場合の助成率を引き上げます

【 中小企業：2/3 から 4/5 へ 】 【 大企業：1/2 から 2/3 へ 】

- ◎ 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します
- ◎ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象となります
- ◎ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象となります
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算します
- 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮します
- 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします
- 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします

※ 詳細は、『平成30年7月豪雨の災害に伴い「雇用調整助成金」の特例を追加実施します！』をご確認ください（お問い合わせ先も掲載しています。）